

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成20年度）

基金の名称	交通遺児育成基金事業
法人名	財団法人 交通遺児育成基金
基金額（国庫補助金等相当額）	5, 296百万円（248百万円）（平成20年4月1日現在）
基金事業の概要	交通遺児（満13歳未満）が損害賠償金等の中から拠出金を払い込んで加入すると、これに国、民間からの援助金を加えて、交通遺児が満19歳に達するまで育成給付金を年金方式で給付

2. 見直し結果（平成20年度）

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 （平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等）	○今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
基金事業を終了する時期	○ 当該事業は、犯罪被害者等の救済を継続して行う事業の一つであって、約8,000万台に達する「くるま社会」において、国民の安全と安心を確保する上で極めて重要な事業であり、国民の権利・利益に資する公共の福祉事業は継続的に実施する必要があるため、当該事業については終期を設定しない。
次回の見直し時期	○次回見直しは平成23年度までに実施する。
基金事業の目標	○目 標：交通遺児の家庭の生活基盤の安定化 ○考え方：現在、交通事故による死者数は減少傾向にあるものの、今後想定される交通遺児数の把握はできない状況である。引き続き、交通事故被害者の保護の増進を図るためには、交通事故による交通遺児の生計を維持し、遺児家庭の生活基盤の安定化を図るよう、安定的に事業を実施する。
目標達成度の評価	—
基金の保有割合	○ 算出した保有割合は、1.0であった。算出に用いた方式及び数値については、以下の通りである。
基金の保有割合の算出	（算出に用いた方式） 保有割合＝直近年度末の基金保有額÷給付見込額 ＝5,296百万円÷5,296百万円＝1.0 （算出に用いた数値） 直近年度末の基金保有額：平成19年度末の基金保有額：5,296百万円 給付見込額：給付期間中の給付見込総額（現時点からみて、将来発生する見込みの運用益部分を除く）5,296百万円 （注）交通遺児への給付金は、基金（交通遺児の拠出金に政府及び民間支援団体からの援助金を加えた額とそれを一定の利率で運用したもの）から、加入した交通遺児が満19歳に達するまでの間、年金方式により給付され、最終的に基金の全額が交通遺児に給付されることになる。
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果	使用見込みの低い基金等の該当の有無 無
その他	—